

平成27年度

第2回 日本一の健康長寿県構想推進会議

(H27.9.16)

地域福祉部 補足説明資料

- ・あったかふれあいセンターの機能強化による高知型福祉の推進(1ページ)
- ・(1)「あったかふれあいセンター」と「集落活動センター」等の連携による福祉の拠点づくりの推進(2ページ)
- ・(2)あったかふれあいセンターの機能強化～運動機能の維持・向上に向けた介護予防サービスの提供～(3ページ)
- ・認知症の早期の発見・診断・対応につながる地域づくりの推進(4ページ)
- ・生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり～地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援～(5～6ページ)
- ・障害者の就労促進～改正障害者雇用促進法への対応～(7ページ)
- ・発達障害児・者への支援体制づくり(8ページ)
- ・自殺対策行動計画(H26～)の推進(9ページ)
- ・(仮)高知県子どもの貧困対策計画の推進(10ページ)
- ・子供の貧困対策に関する大綱(25の指標の改善に向けた当面の重点施策)(11ページ)
- ・生活困窮者の子どもたちへの学習支援事業の普及・拡大(12～13ページ)
- ・少年非行の防止対策について(14ページ)
- ・児童虐待死亡事例検証委員会の提言に基づく再発防止策の徹底・強化(15～16ページ)
- ・待ったなしの少子化対策の抜本強化(17ページ)
- ・より多くの方の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をより早く叶えるために(18ページ)
- ・新たな人材の参入促進策の強化(19～20ページ)

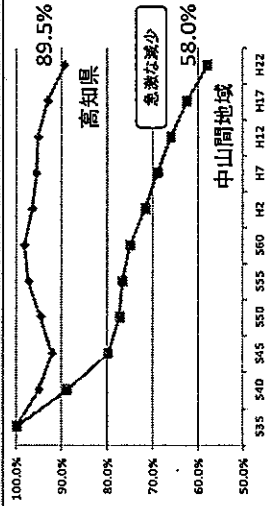
あったかふれあいセンターの機能強化による高知型福祉の推進

地域福祉政策課・高齢者福祉課

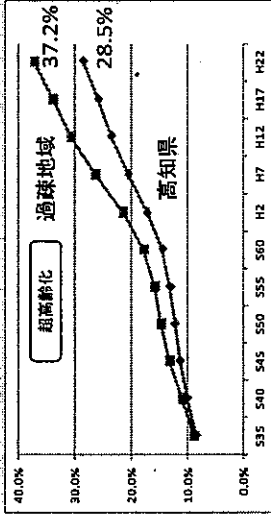
中山間地域等の現状と課題

1. 人口の減少と高齢化の著しい進展

(1) 中山間地域の人口の推移 (S35比)



(2) 過疎地域の高齢化率の推移



2. 限界集落の増加と基幹産業の衰退

(1) 小規模集落の増加 (H22国勢調査)

○9世帯以下の集落	246集落 (238集落 96.7%)
○10~19世帯集落	405集落 (374集落 92.3%)
計	651集落 (612集落 94.0%)

(2) 減少を続ける第1次産業の担い手

○農業就業者数	47,109 → 34,128 (▲27.4%)
○林業就業者数	2,080 → 1,645 (▲20.9%)
○漁業就業者数	7,026 → 4,905 (▲30.2%)

介護・福祉分野での雇用の創出

QOL向上に向けた具体的な機能強化

- (1) 「あったかふれあいセンター」・「集落活動センター」・「高齢者の住まいの整備」の連携による福祉の拠点づくりの推進!
 - (2) 「あったかふれあいセンター」を活用した介護予防・日常生活支援サービス等の提供による強固な支え合いのネットワークづくりを推進!
- ① 介護予防等サービスの提供拠点として、施設改修や人材育成に取り組み市町村を支援
 - ② リハビリテーション専門職等の派遣による介護予防プログラムの提供を通じて職員のスキルアップと在宅生活の支援
 - ③ 「あったかふれあいセンター」と「認知症のひとと家族の会」が連携した中山間地域などでの認知症カフェの設置を推進!



在宅生活の希望を叶える小さな福祉の拠点づくりを通じて、QOL (生活の質) の向上を図るとともに、好循環の拡大再生産を通じて、地域地域で安心して住み続けられる県づくりを目指す!

- ① 健康寿命の延長によるQOLの向上と社会保障負担の軽減
- ② 雇用の創出による地域経済への波及効果

今後の目指す姿

訪問・通所型サービスの提供による経済効果

〈要支援2の6人へのサービス提供モデル〉

- ① 訪問・通所型サービス (常勤換算1.75人制)
 - ・年間収益見込…1,279千円
- ② 配食サービス (常勤換算0.5人体制)
 - ・年間収益見込…1,048千円
- ③ ①+②=2,327千円
 - ①の創出による所得効果
 - ・2,000千円×3人×10年=6,000万円
 - ②の創出による所得効果
 - ・2,000千円×3人×10年=6,000万円

常勤3名の雇用創出により
約6千万円の経済効果 (10年)

高齢者の住まいの整備による
社会保障負担の軽減効果

〈要支援2の6人が高齢者向け住まいで、在宅サービスを利用した場合のGH入所のケースとの比較〉

- ① 県負担 23,609円/月×12月×6人×10年=1,700万円
- ② 市町村負担 23,609円/月×12月×6人×10年=1,700万円
- ③ 第1号被保険者の保険料負担 94,435円/月×12月×6人×10年×44% = 3,000万円

介護保険にかかる公費負担等を
約6,400万円軽減 (10年)

(1)「あつたかふれあいセンター」と「集落活動センター」等の連携による福祉の拠点づくりの推進!

地域福祉政策課
高齢者福祉課

～連携を検討する際のポイント～

- ① 0～14歳の就学前並びに学童へのサービス提供の可能性の検討
- ② 高齢者・障害者が必要とするフォーマル・インフォーマルなサービス提供の可能性の検討

佐川町・加茂地区(集落活動センターの開所予定)

- 運営主体(加茂の里づくり会)
- 地域の課題
 - ・地区の高齢者は、通院や買い物などへの不安を感じている。
 - ・後継者不足や高齢化による活動の停滞と地域のつながりの弱さ
- 考えられる取り組み
 - ・あつたかふれあいセンターとの連携(お年寄りの暮らしの困りごとに対応)
 - (障害者を含めた地域住民の安全・安心の確保)

あつたかふれあいセンター整備の検討(開所予定)

(1)地区住民の状況(441世帯1,024人:高齢化率35.1%)

年齢区分	人数	シェア	年齢区分	人数	シェア
0～4歳	28	2.70%	50～59歳	137	13.40%
5～14歳	79	7.70%	60～64歳	113	11.10%
15～19歳	40	3.90%	65～74歳	163	15.90%
20～29歳	91	8.90%	75～84歳	118	11.50%
30～39歳	90	8.80%	85歳以上	78	7.60%
40～49歳	87	8.50%	合計	1,024(人)	100.00%

(2)要介護者等の状況(要支援者9人:要介護者52人)

年齢区分	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合計
～64歳	1	2	1	2	3	4	5
65～74歳		1	2	1			3
75～84歳			4	5	2	2	18
85歳以上	3	5	7	6	8	3	35
計	3	6	15	12	14	5	61

黒岩地区(集落活動センターの開所予定)

- 運営主体(黒岩いきいき応援隊、黒岩じるし)
- 地域の課題
 - ・高齢者や障害者の移動手段の確保
 - ・地域の活動拠点の整備等
- 考えられる取り組み
 - ・高齢者世帯向けなんでも相談室(相談窓口の開設、特技を持った人材の登録)

あつたかふれあいセンター整備の可能性を検討

(1)地区住民の状況(564世帯1,199人:高齢化率43.9%)

年齢区分	人数	シェア	年齢区分	人数	シェア
0～4歳	36	3.00%	50～59歳	143	11.90%
5～14歳	68	5.70%	60～64歳	107	8.90%
15～19歳	38	3.20%	65～74歳	212	17.70%
20～29歳	62	5.20%	75～84歳	190	15.80%
30～39歳	98	8.20%	85歳以上	124	10.30%
40～49歳	121	10.10%	合計	1,199(人)	100.00%

(2)要介護者等の状況(要支援者20人:要介護者88人)

年齢区分	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合計
～64歳	1	2	1	2	3	4	5
65～74歳			1	2	1		1
75～84歳	4	2	7	8	5	3	35
85歳以上	5	9	9	17	12	7	68
計	9	11	17	27	18	10	108

いの町・上本川地区(集落活動センターの開所予定)

- 運営主体(越襲門・寺川地区村おこし協議会)
- 地域の課題
 - ・支援が必要になってもなかなかヘルプサインを出さない。
 - ・在宅サービスが受けづらく長期入院となるケースが多い。
 - ・拠点施設に高齢者が集う際の地区住民による「有償運送」
- 提供するサービス(生活支援サービスを抽出)
 - ・集いの場(サロン活動、誕生日会、ミニナイ等)
 - ・高齢者向けの作業等代行サービス
 - ・有償運送サービスの拡充

あつたかふれあいセンター整備(サテライト)の可能性を検討

(1)地区住民の状況(49世帯87人:高齢化率74.7%)

年齢区分	人数	シェア	年齢区分	人数	シェア
0～4歳	0	0.00%	50～59歳	6	6.90%
5～14歳	0	0.00%	60～64歳	5	5.70%
15～19歳	1	1.20%	65～74歳	20	23.00%
20～29歳	2	2.30%	75～84歳	25	28.70%
30～39歳	5	5.70%	85歳以上	20	23.00%
40～49歳	3	3.50%	合計	87(人)	100.00%

(2)要介護者等の状況(要支援者1人:要介護者10人)

年齢区分	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合計
～64歳	1	2	1	2	3	4	5
65～74歳							0
75～84歳		1	1			1	4
85歳以上			2	3		1	7
計	0	1	3	3	0	2	11

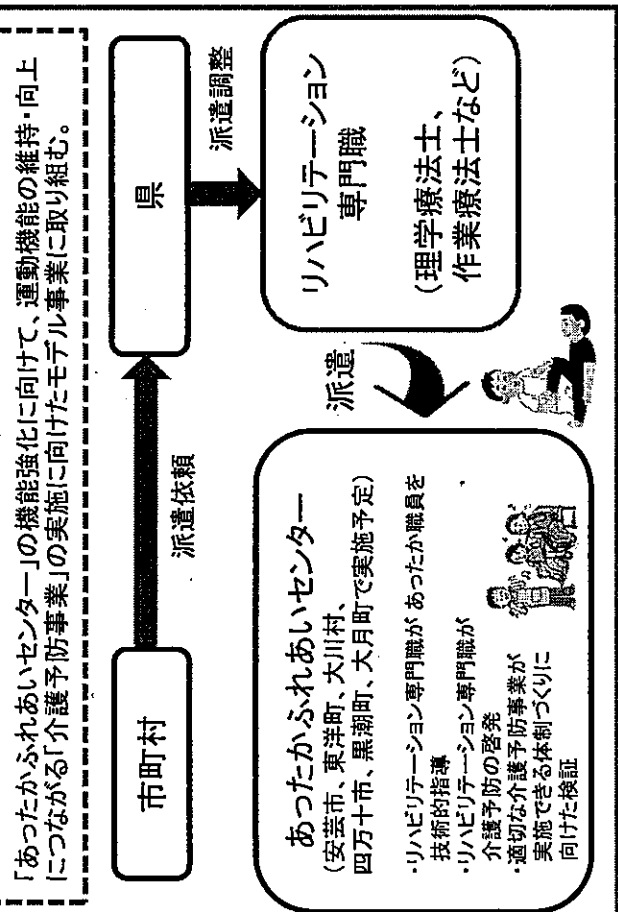
(2) あったかふれあいセンターの機能強化 ～運動機能の維持・向上に向けた介護予防サービス提供～

これまでの取り組み

あったかふれあいセンター

- 地域福祉活動の拠点として、29市町村、41箇所、187サテライトで整備・運営
- 「集い」、「訪問・相談」、「生活支援」などのインフォーマルなサービスを提供
- リハビリテーション専門職への研修や市町村への派遣**
- 地域における介護予防の取組みを強化するため、リハビリテーション専門職を対象とした研修会の開催(26年度実績...138名参加)
- 地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の派遣(26年度実績...1町)

平成27年度のモデル事業



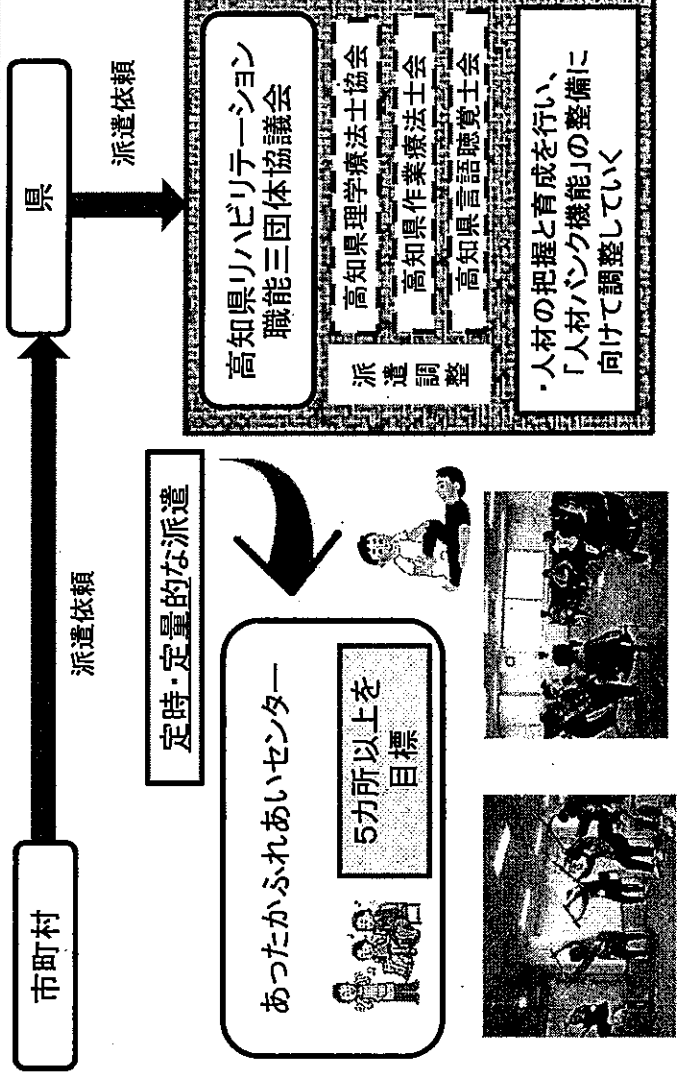
今後の具体的な取組

事業の概要

県内の理学療法士協会・作業療法士会・言語聴覚士会で構成する職能三団体協議会との連携により、リハビリテーション専門職の派遣による定時・定量的なリハビリが実施できる仕組みを構築し、高齢者の生活の質(QOL)の向上を図り、要支援・要介護に至らない高齢者の増加を目指す市町村を支援する。28年度は、あったかふれあいセンター5カ所において、定時・定量的なリハビリテーション専門職の派遣を行い、事業効果の検証に取り組みことを予定。

事業の内容

- ①リハビリテーション専門職によるあったか職員への技術的指導
- ②リハビリテーション専門職による参加者への介護予防啓発
- ③地域包括支援センターやあったかふれあいセンターによる対象者のモニタリング(3～6ヶ月に1回)による効果の検証



地域福祉政策課

高齢者福祉課

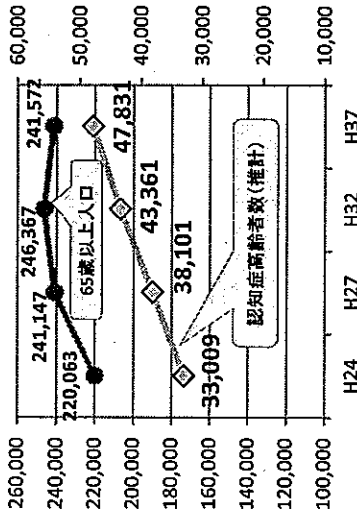
認知症の早期の発見・診断・対応につながる地域づくりの推進

高齢者福祉課

現状

今後の高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の急激な増加が見込まれる

認知症高齢者の推計(高知県)



これまでの取り組み

● 認知症高齢者を支援する人材育成

	H24.3月末	H27.9月末
サポーター養成数	29,532人	36,367人
キャリアハンディット数	1,574人	1,737人
かかりつけ医師研修了医師	376人	376人
認知症サポーター医	35人	36人

● 医療と介護の連携による認知症の方への支援

- ・ 初期集中支援連携体制整備
- ・ H26: 2市→H27: 8市町村
- ・ うちオレレンジドクター登録制度(208人)

● 介護者への支援と相談体制の確立

- 【介護者家族の会】
- ・ 17市町村22団体会で意見交換会等を実施
- 【認知症コールセンターの設置・運営】
- ・ 相談件数 H25: 410件→H26: 432件
- 【認知症カフェの設置】
- H26: 0→H27: 6か所 (3月末見込み)

課題

① 医療・介護連携のための枠組みづくり

- 認知症の容態に応じて、適切な医療や介護等が提供される循環型のしくみの構築

② 早期の発見と対応に向けた体制づくり

- 平成30年4月から、すべての市町村に「認知症初期集中支援チーム」を設置するために必要な支援の実施
- チーム員の要件となる「認知症サポーター医」の地域偏在

③ 家族の介護負担の軽減

- 認知症カフェの設置の促進

④ 普及啓発の推進

- 「認知症は誰もが関わる可能性がある身近なもの」であることを、社会全体で認識していただくためには、できる限り早い段階から認知症についての理解を深めるための普及啓発が必要

今後の具体的な取り組み

① 医療・介護連携の枠組みづくりの推進

福祉保健所管内の認知症に関わる医療機関と市町村の地域包括支援センター等が集まる場を設け、地域における医療と介護の連携の在り方を議論することを通じて、医療と介護の連携の枠組みを構築する。

あわせて、地域のかかりつけ医の認知症への理解を深めるための研修会等を実施予定。



⇒ 市町村単位での認知症医療と介護が連携した枠組みの構築を目指す。

② 「認知症初期集中支援チーム」設置に向けた支援

- ・ チーム員の要件となる「認知症サポーター医」の養成を強化
- ・ チーム員研修の実施(国立長寿医療研究センターに委託)
- ・ 初期集中支援体制の整備に向けた支援

③ 「認知症カフェ」設置に向けた支援

あつたかふれあいセンター等の活用など、地域の実情に応じた認知症カフェを設置する市町村の取組を支援する。

④ 児童・生徒等を対象とした「認知症サポーター養成講座」の推進

小・中・高等学校等の教育機関と連携し、学校教育を通じて、子どもや若者の認知症に関する正しい知識の習得や認知症への理解を深めるための「認知症サポーター養成講座」を実施する。

認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療や介護サービスの提供が可能な仕組みづくりを目指す！

生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり ～地域福祉活動を支える仕組みづくりへの支援～

地域福祉政策課

これまでの取り組み

- ◆ H25年度までにすべての市町村が「地域福祉アクションプラン」の策定を完了
- ◆ 「高知型福祉」の実現に向けて、地域福祉活動の活性化を積極的に支援
 - 「地域コミュニティ活動の活性化」と「小地域見守りネットワークの構築」を支援
 - 「あったかふれあいセンター」の機能強化を支援
 - 地域福祉活動と災害時要配慮者避難支援対策の一体的な推進を支援
- ◆ 生活困窮者自立支援モデル事業の実施（H25～26）

民生委員・児童委員活動の充実

- ・ 民生委員・児童委員との意見交換会の実施
- ・ 民生委員・児童委員を対象にした研修実施
- ・ 民生委員・児童委員活動費に対する助成 等

現状

- 地域見守りネットワーク → 全市町村でネットワーク会議等を開催
- あったかふれあいセンター → 29市町村41箇所187サテライトで展開
- 民生委員・児童委員 → 定数2,476人 委嘱2,406人 欠員70人
- 生活困窮者自立支援制度 → H27.4.1～全市町村を対象に施行

課題

- 生活困窮者等の背景には、様々な問題を複合的に抱えている場合が多い。
 - 地域見守りネットワーク会議等の活動が活発でない市町村も見られる。
- ⇒ 地域住民や民生委員からの相談ケースを適切な支援機関等につなぐ仕組みが十分に整備されていない。

取組みのポイント

- ・ 地域において、様々な課題を複合的に抱えていることが多い生活困窮者等に対し、地域福祉活動の要である市町村社会福祉協議会（※）が、専門機関等を巻き込み解決する体制を強化する必要がある。（※ 民生委員・児童委員協議会事務局も担当 → 28/34社協）
- 《解決すべき課題事項》
- I 住民からの相談ごとを拾い上げる仕組みが十分に整備されていない → 住民からの相談ごとを拾いあげるアウトリーチ機能の強化
 - II 社協内に集まる相談ごとを集約し、組織としての支援方針を決定するなどの組織内の相談支援体制に課題がある → 市町村社協内の体制強化
 - III 各専門機関等を巻き込んだ支援体制の構築に向けた取組みが十分でない → 各専門機関等と連携した支援体制の強化

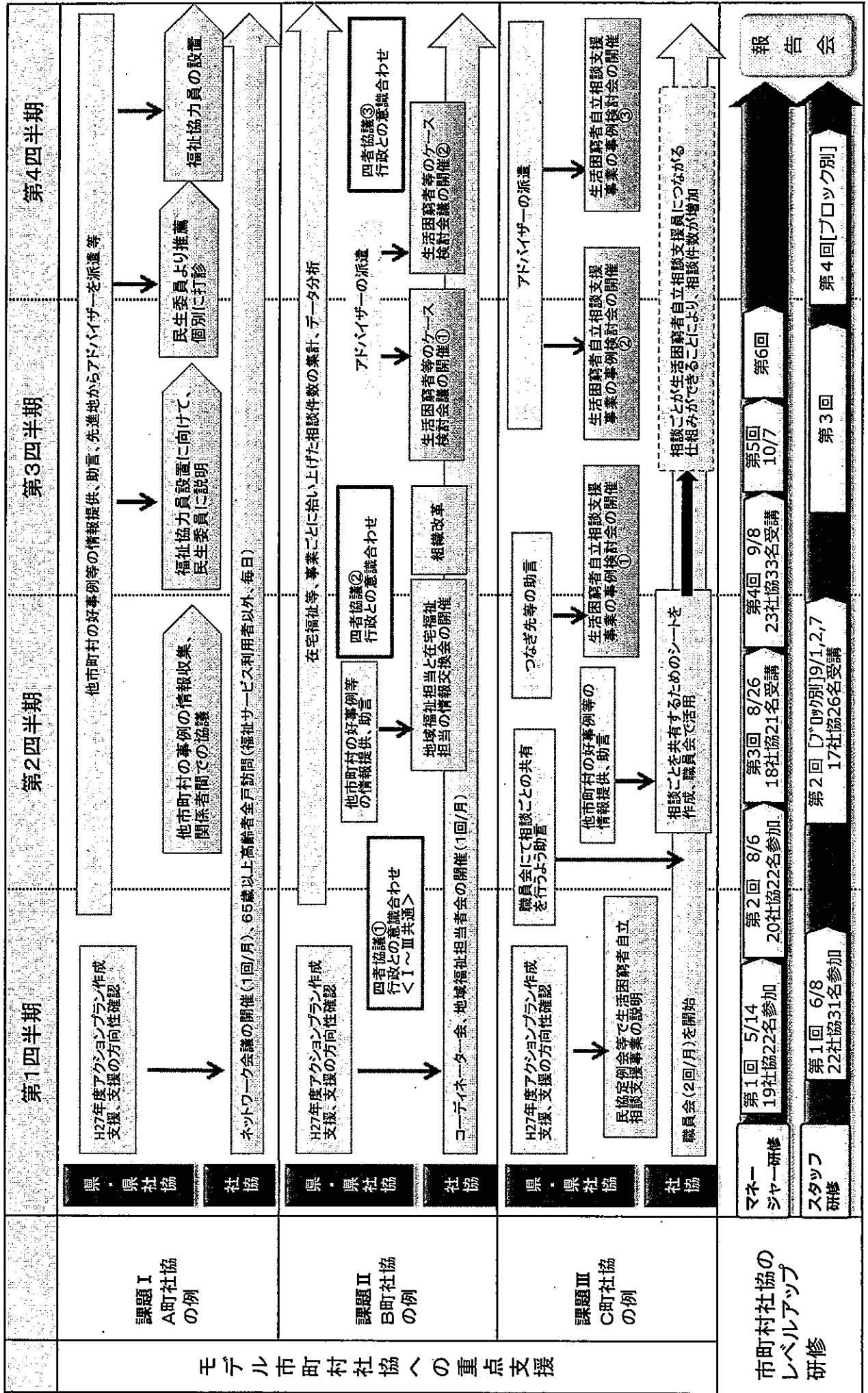
H27年度の取組み

- ・ 生活困窮者自立支援制度（H27.4.1施行）における市町村社協の自立相談支援事業の確実な実施など、地域福祉活動を支える仕組みづくりに向けて、県（地域福祉政策課・福祉保健所）と県社協、市町村行政が連携して、市町村社協の活動強化を支援する。
- モデル市町村社協（10社協）への重点支援 ○ 全ての市町村社協を対象にしたレベルアップ研修の実施
- <参考> これまでの取組みと今後のスケジュール

H28年度以降の方向性

- ・ H27年度の取組み状況を踏まえ、H28年度も「モデル市町村社協への重点支援」「全ての市町村社協を対象にしたレベルアップ研修」を継続する。
- H29年度以降は、生活困窮者自立支援事業などの地域福祉活動の取組みにモデル市町村社協が主体的に取り組めることを目指す。

＜参考＞これまでの取組みと今後のスケジュール

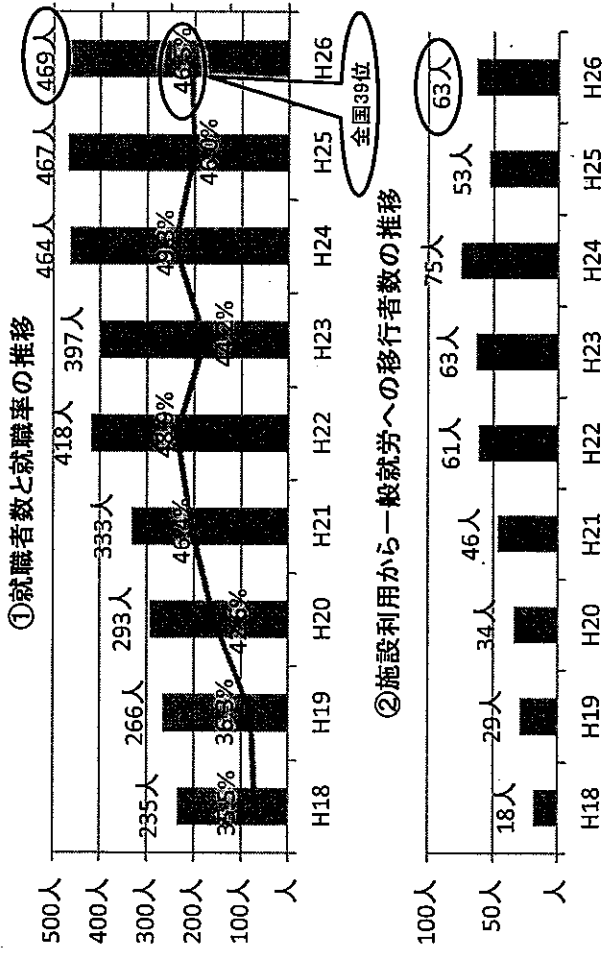


モデル市町村社協への重点支援

障害者の就労促進～改正障害者雇用促進法への対応～

障害保健福祉課

現状 (H26)



改正障害者雇用促進法の内容

- ① 「差別禁止・合理的配慮指針」(H28.4～)
- ② 雇用義務の範囲に精神障害者を加える(H30.4～)

課題

- ① 求人側と求職側のミスマッチの解消 ② 施設利用から一般就労への移行促進

取組みの状況

- ① 障害者雇用義務のある企業(約500社)への全社訪問 雇用の要請、改正障害者雇用促進法の周知：341社訪問済み(H27.8末)
- ② 働く障害者の離職防止、職場定着支援 交流拠点の整備：1か所(残る1か所は相手方と協議中)
- ③ 即戦力になり得る職業訓練の充実 清掃に特化した職業訓練の実施(3人中3人就職)
- ④ 施設利用者の“仕事”に対する意欲を喚起する仕組みの導入 施設職員の人材育成研修(5回開催済：38施設・延189人受講)

今後、目指す取組みのポイント

- ① 清掃に特化した訓練後の就職率は高いものの(3人中3人就職)、施設利用者に対して専門的な清掃技術訓練を実施できる場が少ないことから、求職活動を行う障害者が育っていない。
- ② 在宅障害者の就労意欲を喚起し、支援する仕組みづくり。

具体的な施策

(1) 雇用ニーズの高い「清掃技術」をもった即戦力となり得る人材育成の拠点を整備し、施設利用者が清掃技術力を身につけることで雇用の場の拡大を目指す！

- ① 清掃技術指導：(一社)高知ビルメンテナンス協会
- ② 対象者：障害者就労移行支援事業所、就労継続支援(A型、B型)事業所の利用者
- ③ 技術指導の拠点整備：H28はふくし交流プラザを予定し、順次県下に拡大
- ④ 支援機関：障害者就業・生活支援センターなど

(2) 障害者職業訓練コーディネーターを配置した「お仕事体験拠点施設」を県内に3箇所設置し、拠点施設や県に登録した「お仕事体験協力事業所」での仕事体験をサポートするなど、在宅障害者の就労支援の取組みを強化する！

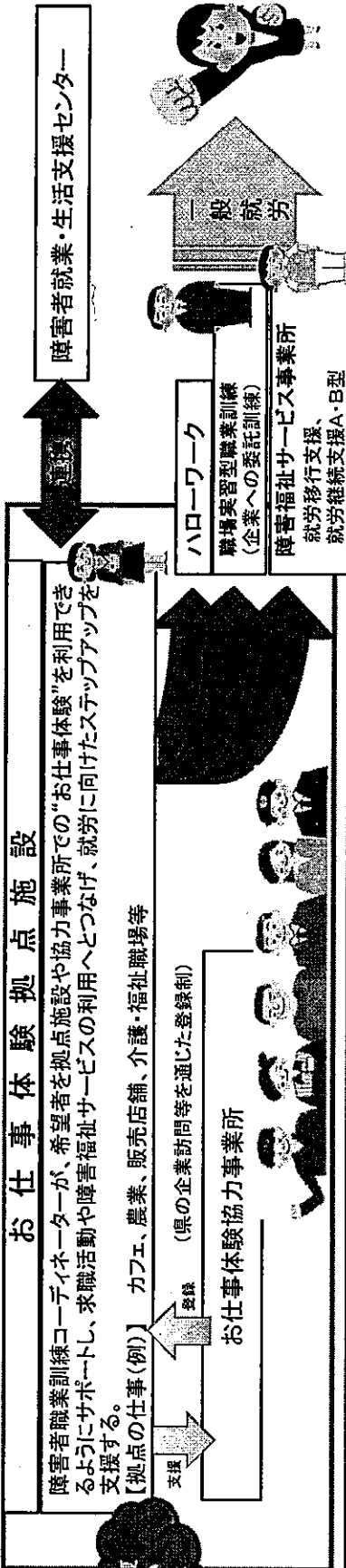
お仕事体験拠点施設

障害者職業訓練コーディネーターが、希望者を拠点施設や協力事業所での“お仕事体験”を利用できるようにサポートし、求職活動や障害福祉サービスの利用へとつなげ、就労に向けたステップアップを支援する。

【拠点の仕事(例)】 カフェ、農業、販売店舗、介護・福祉職場等

登録 (県の企業訪問等を通じた登録制)

お仕事体験協力事業所

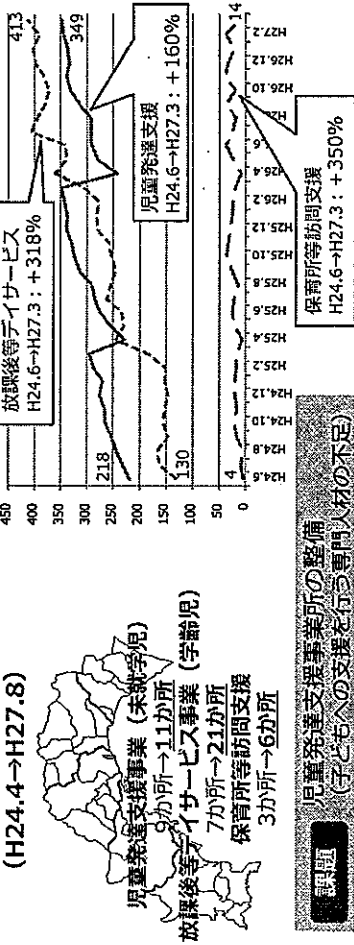


発達障害児・者への支援体制づくり

現状と課題

(1) 身近な地域での支援の場の確保

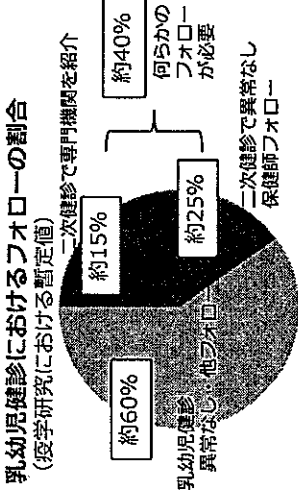
① 障害児通所支援事業所 (H24.4→H27.8)



児童発達支援事業 (未就学児) 9か所→11か所
放課後等デイサービス事業 (学齢児) 7か所→21か所
保育所等訪問支援 3か所→6か所

② ライフステージに応じた支援体制の確保

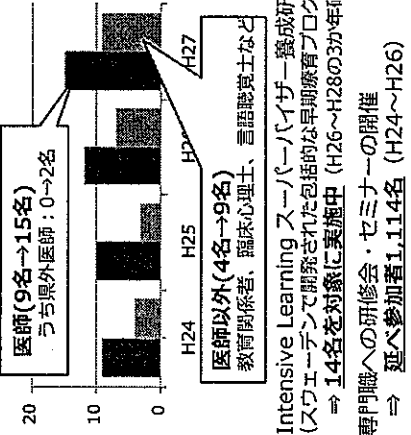
乳幼児健診におけるフォローの割合 (疫学研究における暫定値)



課題
フォローが必要な子ども(約40%)を医療のみで支援していくことは困難
気になる子どもとその保護者が、診察待合の間にも何らかの支援を受けられない状況の解消

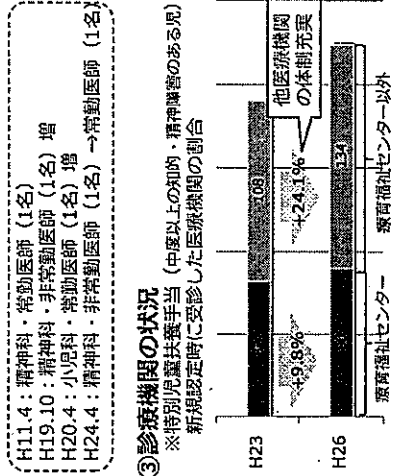
(3) 発達障害に関する専門医師等の育成

① ギルバークセンター研究員の推移



医師(9名→15名)のうち海外医師:0→2名
医師以外(4名→9名) 教員関係者、臨床心理士、言語聴覚士など
Intensive Learning スーパーバイザー養成研修 (スウェーデンで開催された包括的な早期療育プログラム) ⇒ 14名を対象に実施中 (H26~H28の3か年研修)
● 専門職への研修会・セミナーの開催 ⇒ 延べ参加者1,114名 (H24~H26)

② 療育福祉センターの医師の状況



H11.4: 精神科・常勤医師 (1名)
H19.10: 精神科・非常勤医師 (1名) 増
H20.4: 小児科・常勤医師 (1名) 増
H24.4: 精神科・非常勤医師 (1名) →常勤医師 (1名)
③ 診療機関の状況
※特別児童手当て(中産以上の知障・精神障のある児)新規認定時に受診した医療機関の割合
療育福祉センター 108
療育福祉センター以外 24
他医療機関の体制充実 +24.1%
療育福祉センター 9.8%
療育福祉センター以外 3.4%

障害保健福祉課

必要な支援体制

◆ 身近な地域における支援体制を構築するためには、地域地域で専門人材を確保することが必要

確保すべき専門人材

(1) 発達障害支援のスーパーバイザー

● スーパーバイザーの位置付けと役割

- ① 児童発達支援センターなど (障害福祉圏域に1~2か所程度) に配置
- ② 子どもに対して、障害の特性や発達状況に応じた専門的な発達支援を提供
- ③ 市町村や保育所などの子育て支援の場に対して、専門的な助言指導を行う

〔職種〕 心理士、保健師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など

(2) 発達障害に関する専門医師

- ・適切な時期に診断を行い、診断後は発達の状況等による医療支援を提供する

今後の目指す取組み

① 地域における支援体制の構築に向けて指導・助言できる専門人材の育成と確保

◆ 発達障害支援のスーパーバイザーの育成

- これまで多くの専門職を対象に研修会等を実施しており、これらの人材の中から、不足しているスーパーバイザーを育成するため、療育福祉センターに民間事業所の職員を受け入れ、現場実習を中心とした集中的な研修を実施する。

〔研修内容〕 個々のケースについて総合的な見立てや適切な療育の方向付けができるようにするとともに、療育支援に関する高度の技術を修得させる。

◆ 保育所や幼稚園等において障害のある子どもの特長に応じた適切な支援が行われる体制づくり (これまで育成してきたスーパーバイザーを更に活用する取組み)

- 地域のスーパーバイザーが保育所や幼稚園等に定期的に出席し、保育士等に対して、障害のある子ども個々の状況に応じた専門的な助言や個別指導計画の作成支援などを行う「発達障害児地域支援モデル事業」を中芸地域など2か所で行う (平成27年度~) し、その成果を県内全域の支援体制づくりにつなげる。
- 上記のほか、障害のある子どもへの支援に関して課題を抱えている保育所等からの要請に応じてスーパーバイザーを派遣し、療育技術の指導等を行う。(既存事業による対応)

② 高知ギルバーク発達神経精神医学センターによる専門医師等の養成

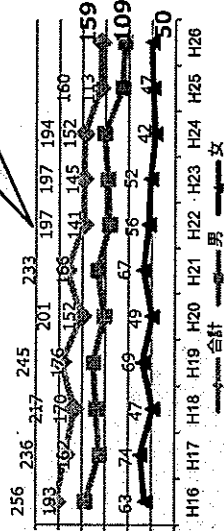
- ◆ 医師及び発達障害児支援に従事する専門人材の育成
- ◆ 高知ギルバーク発達神経精神医学センターの研究内容を全国発信し、県外の若手医師を受け入れ

自殺対策行動計画 (H26～) の推進

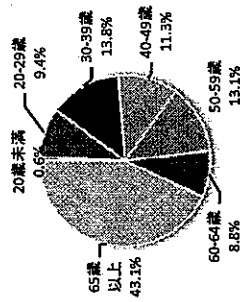
現状と課題

(1) 県内の自殺者の状況

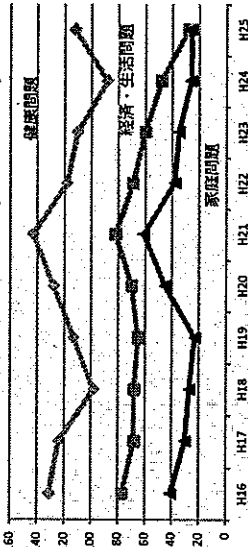
① 自殺者数の推移 (出典:人口動態統計)



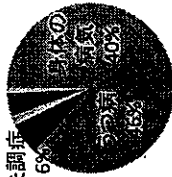
② 年代別の状況 (H25; 出典:警察庁統計)



③ 自殺の原因・動機別件数の推移 (出典:警察庁統計)

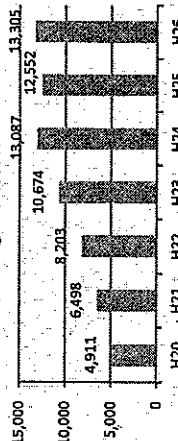


④ 健康問題の内訳 (H25)

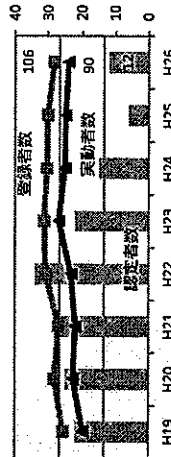


(2) いのちの電話の状況

① 相談件数



② 相談員の状況



(3) 人材の育成・養成の状況

① 高齢者ごころのケアサポーター
 H22 81名 H25 100名
 H23 49名 H26 92名
 H24 45名 合計367名

② かかりつけ医うつ病対応力向上研修
 H20 95名 H24 44名
 H21 75名 H25 42名
 H22 61名 H26 92名
 H23 61名 合計470名



※地域自殺対策緊急強化事業員補助金活用市町村の実績

障害保健福祉課

1. 「自殺対策行動計画」の重点課題

- ① 中山間地域に対する取組みの強化
- ② 地域ぐるみの自殺防止対策の取組みを推進するための人材の育成・確保策等の強化
- ③ うつ病・アルコール問題への対策の強化

2. 今後の具体的な取組み

- ① 中山間地域に対する取組みの強化
 - 地域の相談支援体制の強化
 - 地域における関係機関のネットワークの強化 (自殺予防情報センター、福祉保健所など)
- ② 人材の育成・確保策等の強化
 - いのちの電話への支援強化
 - 電話相談員のスキルアップと相談環境の整備
 - ・ スキルアップ研修の実施、相談環境の整備への支援
 - 電話相談員養成への支援
 - ・ 電話相談員募集の周知の強化 (新聞広告、広報)、退職者等への広報
 - 傾聴ボランティア等の活用
 - フォローアップ研修の実施
 - ・ 自殺予防の知識・傾聴技法の振り返りを行い、活動の強化を図る
- ③ うつ病・アルコール対策
 - うつ病対策
 - 一般科医から精神科医への紹介システム (G-Pネットこうち) の県内全域実施
 - かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施
 - アルコール対策
 - かかりつけ医依存症 (アルコール等) 対応力向上研修の実施
 - ・ 依存症の基礎知識や対処方法、関係機関等との連携について習得することにより、依存症の早期発見・早期治療を図る
 - 普及啓発事業の実施
 - ・ 依存症についての理解等を促進するための広報・啓発



1 骨子の概要

- 第1章 計画策定にあたって
 - 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の基本理念と基本的視点
 - 3 計画期間
- 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状及び課題
 - 1 子どもの貧困に関する現状及び課題
 - 2 子どもの貧困に関する指標の現状及び課題
- 第3章 指標の改善に向けた具体的な取り組み
 - 1 子どもたちが安全・安心に成長できる環境づくり
 - (1) 安心の確保
 - (2) 学びの支援
 - (3) 進学・就労等に向けた支援
 - 2 保護者等に対する支援
 - (1) 経済的困窮に対する支援
 - (2) 生活の支援
 - (3) 就労の支援
 - (4) 保護者としての役割を果たすための支援
- 第4章 計画の推進と情報の提供
 - 1 計画の進捗管理
 - 2 情報提供
- 第5章 調査研究

2 策定スケジュール

- 8月 ひとり親家庭実態調査の実施 (8/13~31) ※教育分野の追加
- 9月 骨格案の検討
- 10月 関係担当課と計画策定に向けた調整会議 (第1回)
関係各課での新規及び強化拡充事業の検討
- 10月末 ひとり親家庭実態調査の中間報告
中間報告を受けて事業の追加検討
- 11月中旬 たたき台の作成
- 11月末 調整会議 (第2回)
- 12月 素案作成
児童福祉審議会で審議
計画(案)策定
- 1月 パブコメ実施
- 2月 児童福祉審議会で審議
議会報告
- 3月末 子どもの貧困対策計画策定

子供の貧困対策に関する大綱（25の指標の改善に向けた当面の重点施策）

児童家庭課

就学前

小学校

中学校

高等学校

18歳以上

■ 教育の支援

＜貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上＞

＜「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開＞

○ 学校教育による学力保障 ○ 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

○ 地域による学習支援

○ 高等学校等における就学継続のための支援

＜就学支援の充実＞

○ 義務教育段階の就学支援の充実
○ 特別支援教育に関する支援の充実

○ 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減

＜生活困窮世帯への学習支援＞

○ 夜間中学校の設置促進

○ 学生のネットワークの構築

＜その他の教育支援＞

○ 多様な体験活動の機会の確保

■ 生活の支援

＜保護者の生活支援＞

○ 保護者の自立支援 ○ 保護者の健康確保
○ 保育等の確保
○ 母子生活支援施設等の活用

＜子供の生活支援＞

○ 児童養護施設等の退所児童等の支援
○ 食育の推進に関する支援 ○ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援

＜関係機関が連携した包括的な支援体制の整備＞

＜子供の就労支援＞

○ ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 ○ 親の支援のない子供等への就労支援

＜支援する人員の確保等＞

○ 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化
○ 相談職員の資質向上

＜その他の生活支援＞

○ 妊娠期からの切れ目ない支援等

○ 住宅支援

■ 保護者に対する就労の支援

○ 親の就労支援

○ 親の学び直しの支援

○ 就労機会の確保

■ 経済的支援

○ 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し ○ ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
○ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大 ○ 養育費の確保に関する支援

○ 教育扶助の支給方法

○ 生活保護世帯の子供の進学時の支援

生活困窮者の子どもたちへの学習支援事業の普及・拡大

福祉指導課

現状と課題

平成24～25年度

【取組みの状況】
 ①各福祉保健所を通じて管内の町村教委に学習支援事業の導入を働きかけ
 ②生活保護制度の中で学習支援事業の取組みを開始(24.11月)

【実績】
 1町(越知町)1小学校2人

【課題事項】
 ・教育委員会の理解、協力なしに事業実施は困難
 ・人口の少ない町村部では、小学生のいない被保護世帯も多く、ニーズの掘り起こしが難しい

(課題への対応)
 ・生活保護制度から生活困窮者自立支援制度の活用に変更することで、参加できる子の制約を撤廃

平成26年度

【取組みの状況】
 関心のある町村教委に福祉指導課が福祉保健所担当と担ぎ事業の必要性を説明する等事業の導入を積極的に働きかけ

【実績】
 5町村7小学校
 芸西村12人・越知町5人・日高村52人・仁淀川町17人・黒潮町55人 合計141人

【課題事項】
 ・夏休みのみ、2学期・3学期のみといった通年での実施を希望しない町村への柔軟な対応

(課題への対応)
 ・学校現場での要望に柔軟に対応することとし、学校現場のニーズと事業実施内容のマッチングを徹底

平成27年度(7月末現在)

【取組みの状況】
 町村教委・学校現場のニーズとのマッチングを徹底するなど、事業導入に前向きな町村教委に積極的な働きかけを実施

【7月末実績】
 7町村9小学校
 奈半利町37人・芸西村3人・日高村43人・越知町3人・仁淀川町66人・四万十町11人・黒潮町33人 合計196人

【課題事項】
 ・県生涯学習支援センターからの紹介による学習支援員確保が困難で、自ら学習支援員の確保ができない町村では、ニーズがあっても実施できない
 ・中央東福祉保健所管内の嶺北地区の町村において、唯一導入実績なし

今後の取組み方針

- ① 23町村のうち過半数の町村での学習支援事業の導入を目指す！
- ② 学習支援員の確保について、NPO法人等の第三者機関の活用による方策の検討！
- ③ 中央東福祉保健所管内の町村教委に対する働きかけを重点的に実施！

(参考) 学習支援事業の実績 (実人員)

福祉指導課

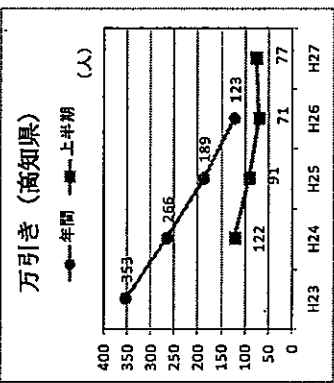
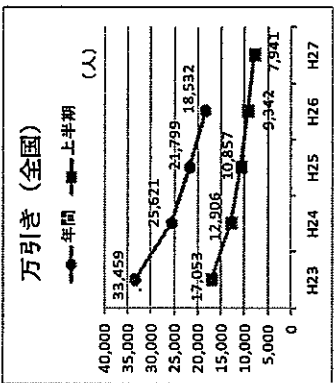
町村名	学校名	H25 実績			H26 実績			H27 予定		
		実施期間	参加児童・生徒		実施期間	参加児童・生徒		実施予定期間	参加児童・生徒	
			学年	実数		学年	実数		学年	実数
奈半利町	奈半利小学校					4月12日 ~ 3月31日	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	9 16 3 4 3 2 37		
芸西村	芸西小学校			1月31日 ~ 3月25日	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	4月14日 ~ 3月31日	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	 2 1 2 3		
越知町	越知小学校	6月25日 ~ 3月19日	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	11月5日 ~ 3月18日	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	5月13日 ~ 3月16日	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	 1 2 2 3		
仁淀川町	長者小学校					5月1日 ~ 3月20日	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	 2 1 1 1 5 10		
津野町	中央小学校					9月25日 ~ 3月22日	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	 0		
小学校 計		計	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	計	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	計	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 計	9 18 5 7 6 8 53		
芸西村	芸西中学校			12月12日 ~ 3月2日	1年生 2年生 3年生 計	11月下旬 ~ 3月下旬	1年生 2年生 3年生 計	 0		
仁淀川町	仁淀中学校			5月20日 ~ 3月31日	1年生 2年生 3年生 計	6月10日 ~ 3月31日	1年生 2年生 3年生 計	7 21 20 48		
	池川中学校			5月20日 ~ 3月31日	1年生 2年生 3年生 計	4月30日 ~ 3月31日	1年生 2年生 3年生 計	4 2 2 8		
日高村	日高中学校			7月23日 ~ 3月19日	1年生 2年生 3年生 計	5月13日 ~ 3月9日	1年生 2年生 3年生 計	10 22 11 43		
四万十町	興津中学校					7月21日 ~ 8月31日	1年生 2年生 3年生 計	 7 4 11		
黒潮町	大方中学校			7月24日 ~ 3月18日	1年生 2年生 3年生 計	7月1日 ~ 2月24日	1年生 2年生 3年生 計	 33 143		
中学校 計		計	1年生 2年生 3年生 計	計	1年生 2年生 3年生 計	計	1年生 2年生 3年生 計	21 52 70 143		
合計		合計	小学生 中学生 計	合計	小学生 中学生 計	合計	小学生 中学生 計	53 143 196		

少年非行の防止対策について

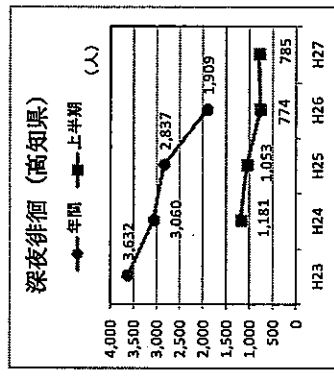
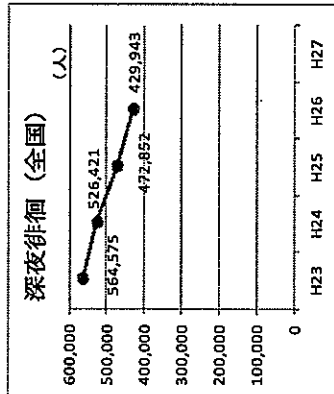
児童家庭課

上半期の少年非行の現状・課題

- 全国の万引きによる刑法犯少年・触法少年は、H26とH27の上半期を比較すると15.0%、1,401人の減となっている。
- 高知県の万引きによる刑法犯少年・触法少年は、H26とH27の上半期を比較すると8.5%、6人の増となっている。



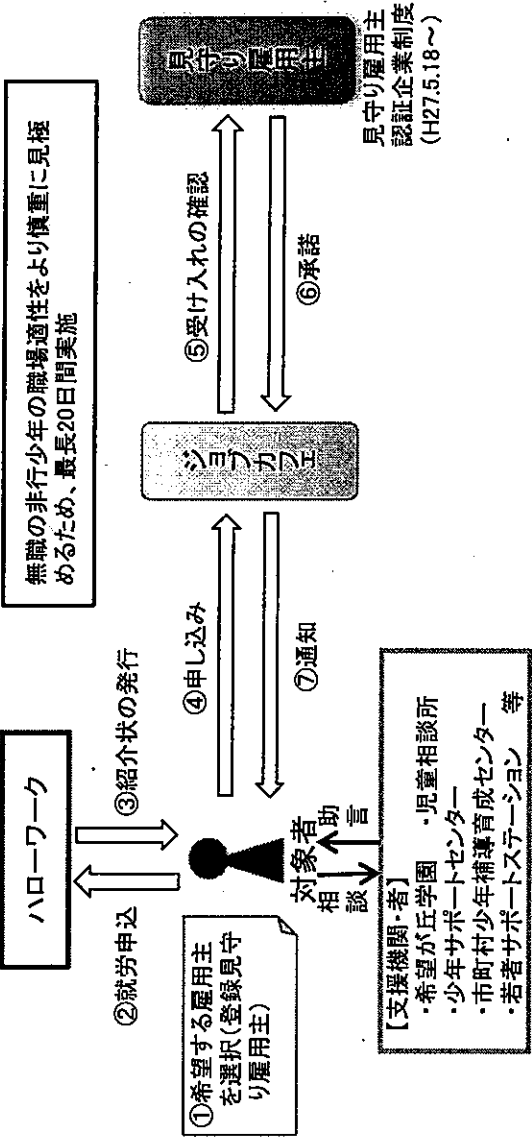
- 高知県の深夜徘徊による不良行為少年は、H26とH27の上半期を比較すると1.4%、11人の増となっている。



数値を学校別に集計、分析のうえ、知事部局、教育委員会、警察本部で効果的な対策を検討

無職の非行少年等の自立と就労支援に向けた取り組みの強化

1 「見守りしごと体験講習」について



2 事業実施に必要な仕組みづくり

- (1) 見守り見舞金制度の創設
 - 見守りしごと体験講習者を受け入れた見守り雇用主が損害を受けた場合に、100万円を上限として、見舞金を支払う制度
 - ① 実施機関: 県と協定締結
 - ② 保証期間: 体験講習の間(20日間)
- (2) 見守り身元保証制度の創設
 - 雇用した見守り雇用主が損害を受けた場合に、100万円を上限として、見舞金を支払う制度
 - ① 実施機関: 全国更生保護就労支援会(県と協定締結)
 - ② 保証期間: 雇用後から最長1年間
- (3) 見守り雇用主認証企業への建設士木入札参加資格の地域点数の加算制度の創設
 - 建設工事競争入札参加資格審査における地域点数項目に、無職の非行少年の就労支援に取り組み「見守り雇用主認証企業制度」の対象企業に加点(10点)
 - ① 適用: 平成29年度~
 - ② 対象: 見守り雇用主認証企業(認証より3年間有効)

3 今後の事業を進めるにあたってのポイント

- ① 学校現場への見守り雇用主制度の周知徹底を図り、中途退学者等への利用促進に支援機関が連携して取り組む。
- ② 非行少年の就労支援に直接関わる若者サポートステーション、少年補導育成センター、少年サポートセンター、児童相談所、希望が丘学園等の情報共有による制度利用者への支援

検証委員会の提言	具体的な対応状況
<p>1 児童相談所の取組みのさらなる充実・強化</p> <p>(1) 児童相談所の対応力の質的向上</p> <p>① アセスメントの取組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家族の状況や行動等に着目した総合的な判断の必要性。 ○ 措置解除あるいは相談対応の終結を判断する際の関係する支援機関との連携と協議。 <p>② 家族再統合プログラムの取組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラム実施の際の関係する支援機関からの必要な情報や意見等の聴取。 ○ プログラム実施後の支援体制についての検討。 <p>(2) 関係する支援機関との連携体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所で措置などの意見決定を行う際には、関係各機関からの情報収集と意見聴取に努めること。 ○ 市町村への開かれた児童相談所づくり。 <p>(3) 要保護児童対策地域協議会の活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県下の要保護児童対策地域協議会の活動の充実・強化。 ○ 高知市への重点的な支援の実施。 ○ 地域で子どもを見守る体制づくりへの支援。 	<p>○ 「児童虐待対応マニュアル」を見直し、家族に状況の変化があった場合の再アセスメント実施をルール化。(8月～)</p> <p>○ 措置解除等の重要事項を判断する際の手順の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村やその他の関係機関が、個別ケース検討会議に「家族関係支援のためのアセスメント」を持ち寄り協議の結果を共有することをルール化。(7月～) <p>○ プログラムの開始及び終了の判断を行う際には、関係機関によるケース検討会議を開催し、協議を行うことをルール化(8月～)</p> <p>○ プログラム終了の検討会議で、終了後の支援体制について、協議を行うことをルール化。(8月～)</p> <p>○ 関係機関からの情報収集と、関係する支援機関が実施するケース検討会議での十分な意見交換を、マニュアルに定めルール化。(8月～)</p> <p>○ 出張児童相談所、市町村支援専門監による市町村支援(4月～)</p> <p>○ 個別ケース検討会議や同行訪問等を通じて、これまで以上の関係づくりに努める。</p> <p>○ 市町村評価シートを活用した改善に向けた取組み(6月～)</p> <p>○ 市町村担当部署と民児協との要対協強化に向けた協議(8月～)</p> <p>○ 市町村支援専門監による重点支援(4月～)</p> <p>○ 児童虐待対応課によるケース管理への支援(5月～)</p> <p>○ 地域の中核となる人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民児連児童委員専門部会研修の実施(9月) ・ 高知県主任児童委員研修会の開催(12月) ・ 各市町村単位で民生児童委員研修の実施(随時)
<p>2 県と高知市の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所の意思決定に際して、事前に両者が意見交換のできる仕組みの早急な構築。 ○ 両者間で、常に最新の情報が共有できる仕組みづくり。 ○ 高知市以外の市町村も含めた県内全ての子どもの安全・安心を確保する取組みの推進。 	<p>○ 児童相談所の意思決定に際して、事前に、高知市の関係機関との情報共有や意見交換ができる場の設定(6月～)</p> <p>○ 両機関の関係するケースについて、常日頃から、細やかな情報共有を行うための実施手順の制定に向けて協議中</p> <p>○ 県が高知市に同行訪問を要請する手順の制定に向けて協議中</p> <p>○ 検証報告書の具体的な内容を県内の市町村職員に説明(8月)</p> <p>○ 市町村を巡回し、要対協の強化、見守り体制づくりなどに関する意見交換を実施中(8月～10月)</p>

(参考) 要保護児童対策地域協議会の活動強化について

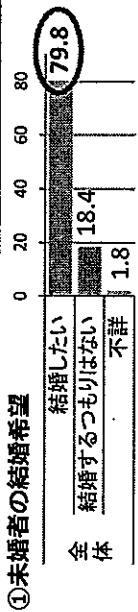
対象	高 知 市		そ の 他 の 市 町 村																												
	高 知 市 子 ども 家 庭 支 援 セ ン タ ー	高 知 市 要 対 協																													
現状	<p>1 管理ケース数が多く進行管理が不十分なため、抜本的な改善が必要。</p> <p>2 福祉専門職やスーパーバイザーの不在、人員不足 26年度 11名(うち非3名) ⇒ 27年度 13名(うち非3名)</p> <p>3 庁内連携の促進により、保健、福祉、教育等を軸とした関係部署との更なる連携が必要。</p>	<p>1 実務者会議が、関係機関と状況確認し、協働して進行管理を行う形にはなっておらずタイムリーな状況把握や支援策の協議の場となっていない。(高知市の要対協のケース数)</p> <table border="1"> <tr> <td>虐待ケース</td> <td>市 184</td> <td>児相 289</td> <td>計 473</td> </tr> <tr> <td>要支援ケース</td> <td>市 239</td> <td>児相 78</td> <td>計 317</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>市 423</td> <td>児相 367</td> <td>総計 790</td> </tr> </table> <p>2 民生児童委員など地域資源を活用した見守り体制を構築するための取組が十分でない。 (H25 個別ケース検討会開催実績)</p> <table border="1"> <tr> <td>高知市開催件数(実ケース数)</td> <td>民生委員の参加</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>107ケース</td> <td>8ケース</td> <td>7.5%</td> </tr> </table>	虐待ケース	市 184	児相 289	計 473	要支援ケース	市 239	児相 78	計 317	合 計	市 423	児相 367	総計 790	高知市開催件数(実ケース数)	民生委員の参加	割合	107ケース	8ケース	7.5%	<p>1 担当職員が毎年1/3異動し、知識、技術等ノウハウが蓄積されず、人材育成も十分には出来ていないため、対応力において市町村格差がある。</p> <p>児相による市町村評価(H27.4.1現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>ランク</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>市町村数</td> <td>9</td> <td>21</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>A:50~37.5 B:37.5~25 C:25~12.5 D:12.5以下</p> <p>2 専門職やスーパーバイザーの不在、人員不足。</p> <p>3 民生児童委員等地域の力を活用した見守り体制の取組に対する意識にばらつきがある。</p> <p>活用出来ている:8市町村</p>	ランク	A	B	C	D	市町村数	9	21	4	0
虐待ケース	市 184	児相 289	計 473																												
要支援ケース	市 239	児相 78	計 317																												
合 計	市 423	児相 367	総計 790																												
高知市開催件数(実ケース数)	民生委員の参加	割合																													
107ケース	8ケース	7.5%																													
ランク	A	B	C	D																											
市町村数	9	21	4	0																											
課題等	<p>○組織体制、運営力の強化により高い水準の対応力の獲得への支援</p> <p>重点支援1 ケース対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村支援専門監が対応状況をチェックし、ケースの再評価を行い、管理ケースの整理をする。 月1回児相のスタッフが入って管理全般に支援を行い市職員と共に強化に取り組み。 <p>重点支援2 庁内連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村支援専門監が庁内連携や役割分担の仕組みをチェックし改善する取組を支援する。 	<p>○地域で子どもを見守る体制を構築し、的確な進行管理を行うことのできる要保護児童対策地域協議会づくりへの支援</p> <p>重点支援1 実務者会議等のあり方の見直しと強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の機能強化を含めた実務者会議等の運営のあり方の見直しを支援する。 <p>重点支援2 地域の見守り体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知市と各市区民協会長等との関係の構築と、必要に応じた個別ケース検討会議への参加についても積極的に推進することなどにより、地域の見守り機能を生かしたケースを増やしていくことを支援する。 	<p>○最低限必要なレベルを獲得させ全市町村がBランク以上の水準を確保し、更にAランクを目指す支援</p> <p>重点支援1 市町村評価シートを活用した改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市町村がセルフチェックを実施し、児童相談所の評価と併せフィードバックし、改善策を共有し協働して取り組む。 <p>重点支援2 出張児童相談所・重点支援市町の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 月1回出張児童相談所で市町村の対応へのコンサルテーションを実施し機能強化を図る。 重点支援最終年度の香美市、土佐市、須崎市の仕上げを行い地域プロダクトの核とする(幡多地域は、27年度から新たに四万十市、土佐清水市及び四万十町を重点的に支援)。 																												
今年度の取組	<p>○組織体制、運営力の強化により高い水準の対応力の獲得への支援</p> <p>重点支援1 ケース対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村支援専門監が対応状況をチェックし、ケースの再評価を行い、管理ケースの整理をする。 月1回児相のスタッフが入って管理全般に支援を行い市職員と共に強化に取り組み。 <p>重点支援2 庁内連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村支援専門監が庁内連携や役割分担の仕組みをチェックし改善する取組を支援する。 	<p>○地域で子どもを見守る体制を構築し、的確な進行管理を行うことのできる要保護児童対策地域協議会づくりへの支援</p> <p>重点支援1 実務者会議等のあり方の見直しと強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の機能強化を含めた実務者会議等の運営のあり方の見直しを支援する。 <p>重点支援2 地域の見守り体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知市と各市区民協会長等との関係の構築と、必要に応じた個別ケース検討会議への参加についても積極的に推進することなどにより、地域の見守り機能を生かしたケースを増やしていくことを支援する。 	<p>○最低限必要なレベルを獲得させ全市町村がBランク以上の水準を確保し、更にAランクを目指す支援</p> <p>重点支援1 市町村評価シートを活用した改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市町村がセルフチェックを実施し、児童相談所の評価と併せフィードバックし、改善策を共有し協働して取り組む。 <p>重点支援2 出張児童相談所・重点支援市町の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 月1回出張児童相談所で市町村の対応へのコンサルテーションを実施し機能強化を図る。 重点支援最終年度の香美市、土佐市、須崎市の仕上げを行い地域プロダクトの核とする(幡多地域は、27年度から新たに四万十市、土佐清水市及び四万十町を重点的に支援)。 																												
目標等	<p>○組織体制、運営力の強化により高い水準の対応力の獲得への支援</p> <p>重点支援1 ケース対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村支援専門監が対応状況をチェックし、ケースの再評価を行い、管理ケースの整理をする。 月1回児相のスタッフが入って管理全般に支援を行い市職員と共に強化に取り組み。 <p>重点支援2 庁内連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村支援専門監が庁内連携や役割分担の仕組みをチェックし改善する取組を支援する。 	<p>○地域で子どもを見守る体制を構築し、的確な進行管理を行うことのできる要保護児童対策地域協議会づくりへの支援</p> <p>重点支援1 実務者会議等のあり方の見直しと強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の機能強化を含めた実務者会議等の運営のあり方の見直しを支援する。 <p>重点支援2 地域の見守り体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知市と各市区民協会長等との関係の構築と、必要に応じた個別ケース検討会議への参加についても積極的に推進することなどにより、地域の見守り機能を生かしたケースを増やしていくことを支援する。 	<p>○最低限必要なレベルを獲得させ全市町村がBランク以上の水準を確保し、更にAランクを目指す支援</p> <p>重点支援1 市町村評価シートを活用した改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市町村がセルフチェックを実施し、児童相談所の評価と併せフィードバックし、改善策を共有し協働して取り組む。 <p>重点支援2 出張児童相談所・重点支援市町の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 月1回出張児童相談所で市町村の対応へのコンサルテーションを実施し機能強化を図る。 重点支援最終年度の香美市、土佐市、須崎市の仕上げを行い地域プロダクトの核とする(幡多地域は、27年度から新たに四万十市、土佐清水市及び四万十町を重点的に支援)。 																												

高知県 高知市死亡事例検証委員会の提言を踏まえた高知市への支援

待ったなしの少子化対策の抜本強化

現状

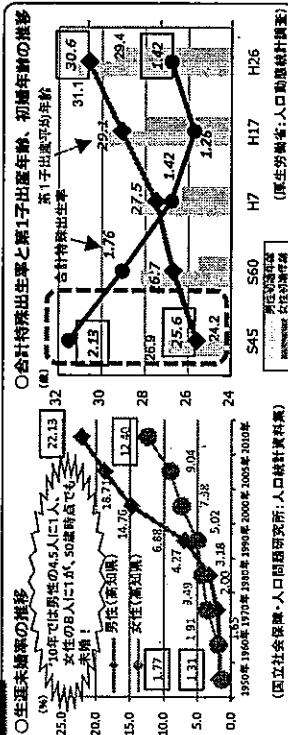
1 未婚化・晩婚化対策は喫緊の課題!



② 第1子を欲しい年齢

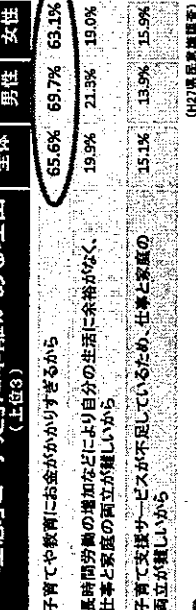
ア 県民の希望する第1子が欲しい年齢 29.3歳
 イ 第1子出生児の夫婦の平均年齢 30.95歳
 (平成25年人口動態調査：厚生労働省)
 アイ子どもが欲しい年齢と現実の年齢差 1.65歳

参考



2 子どもの数の理想と予定の乖離を縮めることが必要!

「理想」と「予定」に乖離がある理由



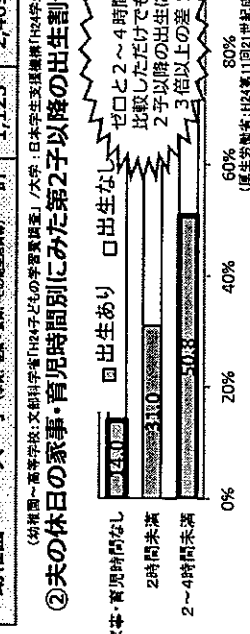
① 教育費は、大学まですべて公立でも1千万円超が必要

子ども1人当たりの教育費 (H24万円)

Category	Public (公立)	Private (私立)
幼稚園	1,125	2,469
大学	1,125	2,469
計	2,250	4,938

(幼稚園～高等学校：文部科学省「H24子どもの学習費調査」/大学：日本学生支援機構「H24学生生活費調査」)

② 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



少子対策課

バージョンアップのポイント

1 より多くの方の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える! ~民間企業などと協働した少子化対策の新たな展開~

- ① 少子化対策推進県民会議の抜本強化による官民協働推進体制の確立
- ② 「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」制度の創設と応援コーナーとの強固なネットワークづくり
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みの実践を促す広報・啓発

2 より早く、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える! ~総合的な結婚支援策の強化~

- ① 出会いの機会の充実・拡大
 - ・マッチングシステム運営の相談窓口の開設 **【9月補正】**
- ② 独身者に対するきめ細かな支援の充実
 - ・出会いを交際・結婚へとスムーズにつなげるカップルサポーターやマッチングアプリの養成など
- ③ 結婚や子育てを支援する機運の醸成
 - ・「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の拡大など

3 理想とする子どものお人数の希望をより叶える! ~第1子・第2子・第3子の壁の解消~

- ① 第1子の壁の解消に向けた、子育てしながら働き続ける環境づくり
 - ・ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・県民が、ライフプランを意識したうえで、結婚や家族の良さを実感できる広報・啓発
- ② 第2子の壁の解消に向けた、子育てに伴う育児負担の軽減
 - ・働き方の見直しによる夫婦間・職場での支え合い (イクボス等)
 - ・切れ目のない子育て支援策の充実・強化 **【9月補正】**
- ③ 第3子の壁の解消に向けた、子育てに伴う経済的負担等の軽減
 - ・国の施策と連動した多子世帯等への経済的支援策の検討

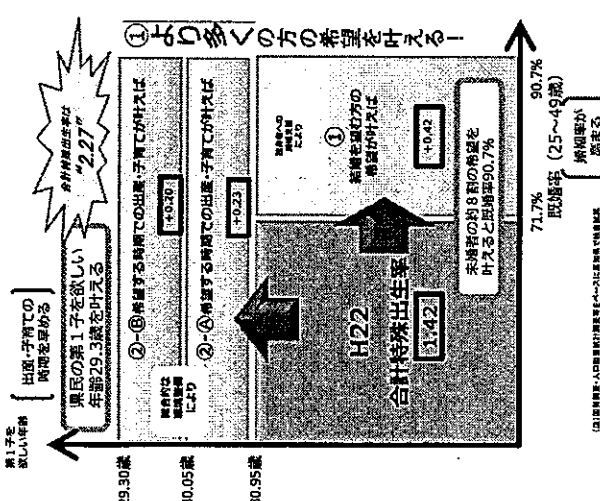
県民の皆様の希望を叶える 合計特殊出生率の達成!

- より多く ① 結婚支援策の抜本強化を図り、より多くの独身者の結婚の希望を叶える
- より早く ② 総合的な子育て環境の整備により、県民の第1子を欲しい年齢の希望を叶える
- ④ 30.95歳 → 30.05歳
 ⑤ 30.05歳 → 29.30歳

合計特殊出生率の達成目標

- ステージ1 2040年までに①、②-④が叶えば、2.07
- ステージ2 2050年までに①、②-④、⑤が叶えば、2.27

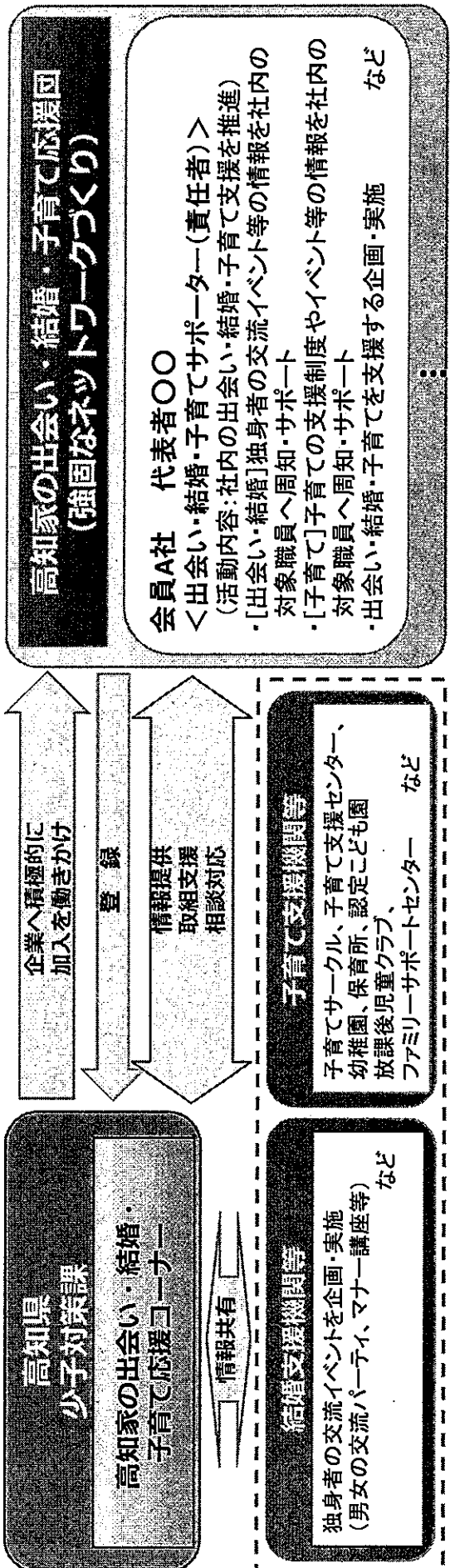
②より早く希望を叶える!



より多くの方の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をより早く叶えるために！

少子対策課

1. 「高知家の出会い・結婚・子育て応援回」制度の創設



高知家の出会い・結婚・子育て応援回
(強固なネットワークづくり)

会員A社 代表者OO
 <出会い・結婚・子育てサポーター(責任者)>
 (活動内容:社内の出会い・結婚・子育て支援を推進)
 ・[出会い・結婚]独身者の交流イベント等の情報を社内の対象職員へ周知・サポート
 ・[子育て]子育ての支援制度やイベント等の情報を社内の対象職員へ周知・サポート
 ・出会い・結婚・子育てを支援する企画・実施 など

2. 出会いの機会の充実・拡大

(1) 希望条件にあった相手を検索できる窓口の開設 (高知市) を前倒し

- 【1 会員登録】 H28年1月スタート
1. パソコン・携帯でHPから入会申し込み
 ・ 窓口に入会申し込み書請求・記入提出
 2. 必要書類を整える
 ・ 独身証明、健康保険証、写真身分証など
 3. 来所登録
 ・ 登録料納付、登録証発行
- 【2 お相手検索】 H28年4月スタート (会員数は一定数 (500名程度) 確保されてから実施)
1. 窓口での閲覧日・時間をHPで予約
 2. 窓口で相手条件を検索、希望の方3名まで申込み可
- 【3 お引き合わせ】 H28年4月スタート
1. スタッフが相手に意思確認
 2. マッチングサポーターが引き合わせ日時を調整
 3. お引き合わせ
 4. マッチングサポーターによる交際フォロー

(2) 窓口を県東部と西部にも設置を検討

【設置場所】 県東部、西部に各1か所程度
 【設置時期】 H28年度中を予定

(3) 市町村やNPOなどが行うイベントへの助成やイベント開催に対する人的支援による出会いの機会の拡大

【補助金】 出会いイベント開催に対する助成
 (H19~26実績) 実績: 87団体、イベント数100件、カップル数264組(18.8%)、(H27) 約20団体へ助成予定
 【人的支援等】 初めてイベントを実施する団体への企画や運営の支援や、初めてイベントを実施する団体への会場費支援



新たな人材の参入促進策の強化

1. 新規学卒者の介護福祉士等の資格取得への支援

趣旨

- 卒業時の職業選択・Uターンの際に有利となる、介護資格の取得を支援し、福祉・介護人材の参入を促す。
- 中山間地域での厳しい福祉・介護分野の人材不足への支援等

【資格取得の効果】

- ①地元での就業が有利（福祉・介護職場は多い）
- ②無資格者より給与が約1～2万円程度高い（介護福祉士資格では、約4～5万円程度高い）
- ③介護福祉士の国家資格を得る場合の必須研修である実務者研修が130時間免除される（必須450時間）

事業内容

- 【対象とする学校】
 - 県立高等学校（二入調査を実施）
 - 【資格取得期間等】
 - 高校生の在学期間中に福祉・介護の資格取得を目指すし、放課後や長期休み期間中等を活用して実施予定。
 - 期間は半年～1年半程度を想定
 - 介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）を行う。
- 【実施主体等】
 - 県からの受託養成校が研修を実施（契約事務等は地域福祉部、日程調整は希望する学校）
- 【費用負担】
 - 資格取得経費の全額助成を予定。

福祉・介護分野の人材の新規参入者と復職者の増加へとつなげる！

2. 離職した無資格・有資格者の再就職につなげる支援体制の強化

趣旨

- 未経験者・復職希望者を対象にした、新規就労・復職支援等を充実することにより、福祉・介護人材の参入を促す。

【支援の内容】

- ①求職登録のある有資格者のフォローアップ(52人)
- ②福祉研修センターにおける、未経験者・復職希望者向け研修の拡充
(H26：未経験者向け研修 3回19名参加)
(H26：経験者向け研修 1回2名参加；8回募集)

事業内容

- 未経験者・復職希望者を対象にした新規就労・復職支援の促進
 - 昨年度実施した有資格者5,321名へのアンケート調査のうち、求職登録のあった52名についてのフォローアップ。
 - 福祉研修センターにおいて未経験者・復職希望者向け研修の開催

平成26年度介護支援専門員等アンケート実施結果 (6月末現在)

項目	介護支援専門員	介護福祉士等	合計
発送数	4,343	978	5,321
回答数	1,658	230	1,888
情報提供可	148	27	175
求職登録数	25	27	52
備考	介護福祉士815 社会福祉士127 精神保健福祉士36		

(参考) 介護資格の取得に向けた高等学校の取組み状況 (介護職員初任者研修の実施高校)

事業概要

○ 2.1 ハイスクールプラン推進事業 (教育委員会)

各県立学校が生徒一人ひとりの個性や学校の特性を活かした自主的な取組を通じて、教育活動の特色化・活性化を推進することにより生徒数の確保を図る。

実施内容

○ 資格取得の推進

- ・ 生徒が資格取得に向けて取り組むことで、生徒の技能を高め、職業観を養い、進路実現を支援する。

→ 介護職員初任者研修課程の実施

室戸高校、城山高校、須崎工業、中村高校西土佐分校、宿毛高校

(参考) 定員の充足状況と県内外の就職状況

出典：平成27年度高知県立高等学校概要他 ※安芸の就職5名は県内外不明のため、県内就職として処理 単位：人

地域区分	高等学校名	27年度			就職の状況 (H26)		
		入学定員	在籍者数 (1年生)	充足率	県内就職	県外就職	計
高知市内	高知西	280	277	99%	12	1	13
	高知東	230	224	97%	33	11	44
	高知丸の内	180	171	95%	7		7
	高知追手前	280	265	95%	1	1	2
	高知工業	280	263	94%	65	77	142
	高知小津	280	250	89%	3	6	9
	香野	160	142	89%	33	11	44
	高知南	240	197	82%	7	5	12
	高知豊業	240	196	82%	51	17	68
	高知市内計	2,170	1,985	91%	212	117	341
高知市以外	岡豊	320	296	93%	30	12	42
	中村	200	185	93%	6	2	8
	伊野商業	160	145	91%	23	3	26
	室戸	80	63	79%	13	10	23
	城山	80	62	78%	20	6	26
	宿毛工業	160	122	76%	25	42	67
	安芸	115	83	72%	5		5
	山田(普通・商業)	200	141	71%	30	2	32
	檮原	80	56	70%	9	3	12
	高知東工業	160	109	68%	48	60	108
	宿毛	160	107	67%	11	21	32
	佐川	80	52	65%	12	9	21
	高知海洋	80	51	64%	20	13	33
	清水	80	51	64%	9	9	18
	須崎農業	160	98	61%	18	12	30
	須崎工業	160	97	61%	28	33	61
	高知追手前 吾北	40	23	58%	13	1	14
	中村 西土佐分校	40	22	55%	3	6	9
	須崎	120	65	54%	11	5	16
	高岡	80	42	53%	4	1	5
窪川	80	36	45%	12	6	18	
安芸桜ヶ丘(工業・商業)	120	47	39%	20	15	35	
嶺北	80	26	33%	9	2	11	
四万十	80	20	25%	11	1	12	
高知市以外計	2,915	1,999	69%	390	199	664	
合計	5,085	3,984	78%	602	316	1,005	

うち、福祉・介護分野の県内就職は43人と7%程度に過ぎない

実施高校	対象	研修期間	修了者
室戸高等学校	室戸高等学校総合学科ふくしデザイン系列選択生	H25.7.1 ~ H26.12.31	4
城山高等学校	社会福祉型初任者研修課程選択者 (2・3年生)	H26.7.1 ~ H28.12.31	
須崎工業高等学校	須崎工業高等学校生徒 (全科対象)	H25.7.22 ~ H25.8.31	7
中村高等学校西土佐分校	中村高等学校西土佐分校に在学している生徒及び四万十市内の一般市民	H26.7.22 ~ H26.8.31	10
宿毛高等学校	宿毛高等学校総合学科の福祉文化系列・福祉科目を選択した生徒。	H27.6.27 ~ H27.12.24	
		H25.7.30 ~ H26.8.29	9
		H27.7.28 ~ H28.8.26	
		H25.4.10 ~ H26.9.30	8
		H26.4.8 ~ H27.9.30	
		H27.4.8 ~ H28.9.30	